

相模原市監査委員公表第1号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定に基づき、教育局教育総務室、総合学習センター及び教育環境部の定期監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成28年1月28日

相模原市監査委員 八木 智 明

同 坪井 廣 行

同 米山 定 克

同 小野沢 耕 一

1 監査の期日

平成28年1月27日

2 監査の対象及び方法

この監査は、教育局教育総務室、総合学習センター及び教育環境部において、平成27年度(平成27年11月末日まで)、ただし、必要に応じて平成26年度以前に執行した次に掲げる事務を対象とし、財務に関する事務が法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかどうかを主眼として、抽出により実施した。

(1) 教育総務室

- ア 各事業の報酬の支出に関する事務
- イ 各事業の旅費の支出に関する事務
- ウ 各事業の委託料の支出に関する事務

(2) 総合学習センター

- ア 総合学習センター使用料の徴収に関する事務
- イ 現金の管理に関する事務
- ウ 各事業の委託料の支出に関する事務
- エ 各事業の使用料及び賃借料の支出に関する事務

(3) 学務課

- ア 奨学金貸付金元金等の徴収に関する事務
- イ 各事業の委託料の支出に関する事務
- ウ 各事業の扶助費の支出に関する事務

(4) 学校保健課

- ア 各事業の委託料の支出に関する事務
- イ 各事業の工事請負費の支出に関する事務

(5) 学校施設課

- ア 各事業の委託料の支出に関する事務
- イ 各事業の工事請負費の支出に関する事務

3 監査の結果

(1) 指摘事項

- ア 教育総務室の各事業の旅費の支出に関する事務を調査したところ、平成

27年8月分の旅費の支給において、本来支給すべき対象者とは異なる者へ支給した事例が見られた。

旅費に関する事務については、これまでの定期監査において不適切な事務処理が散見されたことから、市においては昨年6月に不祥事の防止に向けた緊急事務点検が全庁的に実施され、適正な事務執行に向けた取組が求められたところである。

しかしながら、今回の定期監査において、本来教育委員会における旅費の支給事務を指導すべき教育総務室が、公金を支出する際の対象者や金額の確認という基本的な事項を怠ったことにより、不適切な旅費の支出を行ったことは遺憾と言わざるを得ない。

教育総務室は、不適切な事務処理をしたことを深く反省し、責任の所在を明らかにするとともに、改めて教育委員会における旅費支給事務の指導的立場にあることを自覚し、旅費の支給事務の執行に当たっては、担当職員及び管理監督者は公金を適正に支出することの重要性を再認識し、再発防止に向け事務処理体制を見直すなど、適正に事務を執行されたい。

イ 学校保健課の各事業の委託料の支出に関する事務を調査したところ、次のような不適切な事例が見られた。

(ア) 相模原市立中学校給食調理業務委託(Aブロック)の契約書約款において、「相模原市暴力団排除条例の施行に係る契約事務における運用について」(平成23年12月27日契約課長通知)に基づき規定することとされ、さらに「入札・契約事務の適正な執行の徹底について」(平成25年11月21日財務部長通知)で契約を締結する場合には記載漏れがないよう通知されている、相模原市暴力団排除条例(平成23年相模原市条例第31号)に係る事項が規定されていなかった。

また、仕様書でランチボックス等の食器具及び調理用具について、年3回(6月、10月、2月)大腸菌群及び一般細菌並びにでんぷん性残留物及び脂肪性残留物の検査を外部の検査専門機関により実施し、検査結果

を速やかに市へ提出することを定めているが、当該検査結果が提出されたことが確認できなかった。

(イ) 児童生徒尿検査委託ほか2件の契約書約款において、関係する市条例から引用した条項の誤りが見られた。

委託に関する契約事務については、平成25年3月に実施した前回の定期監査において、契約書約款の引用条項の誤り等の不適切な事例が見られたことから、適正な契約事務の執行に努めるよう口頭により注意している。これに対し、再発防止に向け、適正な事務執行に努める旨の報告を得ていたことから、学校保健課における契約事務については改善されたものと考えていた。

その後、契約事務に関わる監査の結果、不適切な事務処理が全庁的に散見されたことから、市においてはこの注意喚起が再三再四行われており、昨年6月には不祥事の防止に向けた緊急事務点検が全庁的に実施されている。

しかしながら、監査の結果を真摯に受け止めることなく、また、必要な事務の点検を怠ったことにより、今回の定期監査においても、依然として契約事務の不適切な事例が見られたことは大変遺憾である。

相模原市立中学校給食調理業務委託(Aブロック)の契約に暴力団等排除に関する規定がなかったことは、税金が暴力団の資金源となることを防止するため、市の契約を伴う事業から暴力団員等を排除することを目的とした暴力団排除条例の規定の趣旨に反するものである。

また、児童生徒尿検査委託契約において、前回の定期監査と全く同じ誤りが見られたことは、監査実施後に学校保健課から提出されていた「口頭注意事項の検討状況報告書」の内容に疑念が生じる結果となり、このことは監査委員監査を軽視していると言わざるを得ないものである。

前回の定期監査と同様の不適切な事務処理が依然として行われていたことは、職員の職責に対する認識が欠如していることによるものであることを深く反省し、責任の所在を明らかにするとともに、今後、契約事務の執行に当たっては、担当職員及び管理監督者はその事務の重要性を深く認識し、不適切な事務執行が二度と行われることがないよう原因の究明や検証を踏まえて

再発防止に取り組み、適正に事務を執行されたい。

- (2) 教育局教育総務室、総合学習センター及び教育環境部におけるその他の財務に関する事務の執行は、おおむね良好と認められた。

4 意見

本市の中学校給食は、「相模原市立中学校完全給食実施方針」に掲げた「(前略)栄養バランスのとれた安全な給食を提供します」という基本方針のもと、津久井地域の一部を除く30校において、平成22年11月から民間の調理事業者が調理及び配送を行うデリバリー方式が導入され、現在ではAからEまで5つのブロックに分け、それぞれ調理事業者と契約を締結して実施されている。

このデリバリー給食について検証・評価を行い、今後の中学校給食のあり方を検討するため、平成25年度に設置された相模原市立中学校給食検討委員会が生徒、保護者及び教職員を対象に実施したアンケート調査では、「給食に求めること」という設問に対して、保護者、教職員とも「衛生面や食材の安全性の配慮」を選択する回答が「栄養バランス」に次いで多く、また、「給食を申し込む理由」については「安全・安心と思うから」を挙げる保護者の回答も多かった。

このアンケート調査結果等を踏まえて、同委員会から今後の中学校給食のあり方に係る答申が昨年4月に行われたが、この答申では中学校給食の改善等を図るための取組として「デリバリー給食の改善」「食育の推進」が提案され、「食の安全性」については衛生管理を適切に行い、食中毒が起きた場合の影響は計り知れないことから、調理事業者に対する教育を徹底することが求められている。

児童生徒の心身における健康の保持増進など、学校給食の果たす役割は大変重要であり、食育の推進も求められる中、その前提として食の安全性を確保し、安全・安心な給食を提供することが教育委員会としての責務であることは言うまでもない。学校給食に衛生面の配慮を求める保護者の声が多いのは、当然のことである。

教育委員会がデリバリー給食を実施するにあたって、調理事業者に対して使用したランチボックス等を洗浄、消毒するほか、大腸菌群及び一般細菌並びにでんぷん性残留物及び脂肪性残留物の有無について、年3回外部の専門機関で検査した結果を提出するよう義務付けたのは、生徒に安全・安心な給食を提供するため

に、衛生面の確保を重視したことによるものと言える。そして、ランチボックス等の検査報告は、デリバリー給食の開始時点から各事業者との契約において規定されていたものである。

しかしながら、今回の定期監査において、Aブロックの本年度の検査結果が確認できなかったため、改めて平成25年6月分から平成27年10月分までの全てのブロックの状況について調査したところ、平成25年度は全てのブロックにおいて検査結果が未提出となっていた。また、平成26年度は2つのブロックから計3回、平成27年度は2つのブロックから計2回の提出にとどまっていた。

さらに、今回の調査で初めて調理事業者から提出された資料により、検査を実施していない項目があるなど、契約書で求めている内容と齟齬をきたしている事項が多数あることを確認した。また、そもそも教育委員会がこの検査結果の提出を受けるという規定自体を認識しておらず、業者への督促や指導も行われていなかった。

このことは、単に契約の履行に関する問題というだけではなく、生徒の食の安全に影響を及ぼしかねない重大な事態であり、担当する学校保健課職員に食の安全性の確保や、学校給食を運営する上での管理責任に関する認識が欠如していることを示していると言わざるを得ないものである。

前述した、今後の中学校給食のあり方に係る答申では、「全員の喫食による完全給食」が長期的な視点に立った理想として掲げられているが、デリバリー給食の喫食率は、当初58.6%だったものが平成26年度では44.9%まで減少しており、デリバリー給食を改善するための献立や容器の見直しなど様々な提案がされている。こうした取組は、何よりも「安心して食べられる」という前提がなければ成り立たないものである。

教育委員会はこのような事態に至った原因を究明するとともに、安全・安心なデリバリー給食を求める市民のニーズに応えるため、早急に安全対策を講じられたい。また、学校給食における安全性確保の重要性について職員一人ひとりが再確認するなど意識改革に取り組み、安全・安心な学校給食の提供について万全を期されたい。